平成28年7月20日 告示第120号

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険のサービスを利用せずに、在宅の重度の要介護高齢者 (以下「要介護者」という。)を常時介護している者(以下「介護者」という。)に 対し、伊予市在宅高齢者家族介護手当(以下「手当」という。)を支給することで、 在宅生活を支援し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「要介護者」とは、65歳以上の在宅の高齢者であって、 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく要介護認定において、要介護4又 は5である者をいう。

(支給対象者)

- 第3条 手当の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる全ての条件を満た す介護者とする。ただし、当該介護者が2人以上いる場合は、主たる介護者1人を 支給対象者とする。
 - (1)要介護者が、介護保険サービス(7日以内の短期入所生活介護又は短期入所療養介護の利用は除く。)を受けていない期間(以下「対象期間」という。)を継続して1年間有していること。この場合において、対象期間を算定するに当たり医療機関等に入院した期間は算入しないものとする。
 - (2) 対象期間において、要介護者と同一世帯であること。
 - (3) 対象期間において、市民税非課税世帯であること。
 - (4)介護者及び要介護者に介護保険料の滞納がないこと。

(支給算定期間)

- 第4条 手当の支給算定期間は、前条第1号に規定する1年間とし、対象期間が継続 している場合は前回支給された支給算定期間の末日の翌日から1年間とする。 (手当の額)
- 第5条 手当の額は、要介護者1人につき年額60,000円とする。ただし、支給 算定期間において、改正前の伊予市在宅高齢者家族介護手当支給事業実施要綱(以 下「旧要綱」という。)の規定による手当を受給している場合は、当該手当の支給 額を差し引いた額とする。

(支給申請)

第6条 手当の支給を受けようとする支給対象者(以下「申請者」という。)は、伊 予市在宅高齢者家族介護手当支給申請書(様式第1号)を、支給対象期間の満了日 の翌日から1年以内に市長に提出しなければならない。

(支給決定)

- 第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査するとともに、必要な調査を行い、適否を決定し、伊予市在宅高齢者家族介護手当支給(不支給)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。 (決定の取消し)
- 第8条 市長は、前条の規定により支給決定を受けた者(以下「支給決定者」という。) が次の各号のいずれかに該当するときは、手当の支給決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、支給決定を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したと認められるとき。
- (3) その他市長が手当の支給が適当でないと認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により手当の支給決定を取り消す場合は、伊予市在宅高齢者 家族介護手当支給取消通知書(様式第3号)により支給決定者に通知するものとす る。この場合において、既に支給されている手当があるときは、伊予市在宅高齢者 家族介護手当返還請求書(様式第4号)により、その全部又は一部を返還させるこ とができる。

(譲渡及び担保の禁止)

- 第9条 手当を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供することができない。 (受付簿)
- 第10条 市長は、伊予市在宅高齢者家族介護手当支給申請受付簿(様式第5号)を備え付け、当該申請の状況を適切に管理しておくものとする。 (その他)
- 第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年10月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この告示の施行の日前までに旧要綱の規定に基づき手当の支給決定を受けた 者の手当で、未支給のものの支給については、なお従前の例による。